

移住支援金制度（案）について

1 概 要

東京23区内に在住する方等が、地方へ移住し就業等を行う場合に、都道府県と市町村が共同で支援金を支給する国の「地方創生移住支援事業」について、令和7年度より対象地域要件が緩和されたことで、本町において移住支援事業が実施可能となったことに伴い、神奈川県を代表とした広域連携事業として国へ申請を行い、国の審査を経て交付決定を受けることで、移住支援事業に取り組み、本町への移住促進に努めるもの。

2 事業内容

東京23区内に在住または通勤の方が本町へ移住し、地域の中小企業や農林水産業等への就業・テレワークの実施・地域の担い手の確保に資する関係人口であるなど、一定の要件を満たした者に対し、国の交付金を活用した移住支援金を支給するもの。

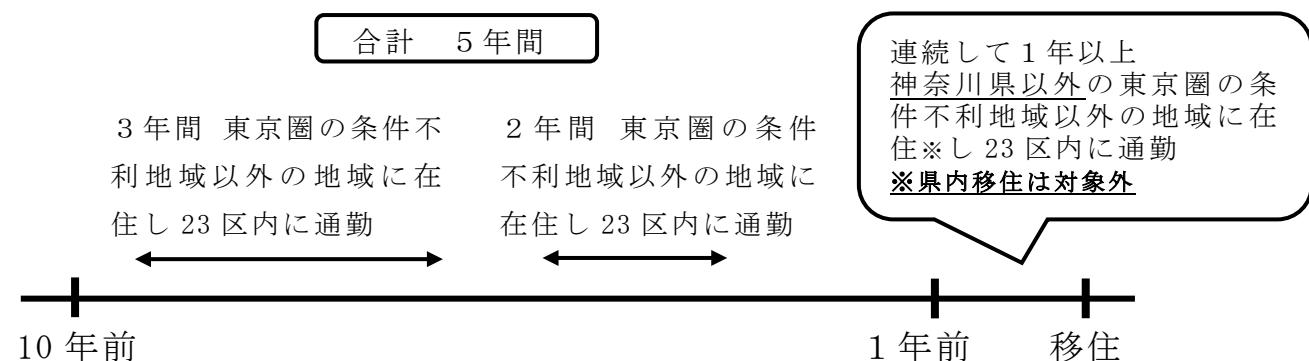
3 支給要件

次に掲げる(1)および(2)に定める要件を満たし、かつ、(3)-1、(3)-2または(3)-3に定めるいずれかの要件を満たすことで、移住支援金を支給する。

(1) 移住元に関する要件

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、東京都、千葉県及び神奈川県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、東京都及び千葉県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。



(2) 移住先に関する要件

- ア 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- イ 申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3)-1 就業に関する要件

- ア 勤務地が湯河原町又は真鶴町に所在すること。
- イ 県が運営するマッチングサイトに掲載されている求人であること。
- ウ 親族などが経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- オ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- カ 転勤などによる勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3)-2 テレワークに関する要件

- ア 自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(3)-3 関係人口に関する要件

- ア 転入日時点で45歳未満であること。
- イ 移住後に区会に加入し、地域活動に積極的に参加する意思があること。
- ウ 地域の担い手として農林水産業や家業に就業又は町内の空き家・空き店舗を活用して営業を開始する者。

4 補助金額

単身	60万円
世帯	100万円
子ども加算（上限1人のみ）	50万円

※財源内訳：国1/2、県1/4、町1/4

5 対象世帯数

令和8年度 10世帯（予定）

6 事業開始

令和8年6月1日（予定）